

広島県告示第五百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和四年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十九年広島県告示第二十五号				
	所在地 広島県江田島市大柿町小古江、同市大柿町大原、同市大柿町深江及び同市大柿町大君地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	大原（七二九九）	急傾斜地の崩壊
				堀二号（五八八）	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	二反田（二〇二〇）	急傾斜地の崩壊
				平後二号（二〇四九）	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	大君二号（七三一一）	急傾斜地の崩壊
				大原（七二九九）	急傾斜地の崩壊